

人・農地プラン説明会

人・農地プランの更新と農地中間管理事業についての説明をします。

とき 2月16日(木)午後6時30分～8時

ところ 市役所 北棟集会室

対象 市内の農家(個人・法人)、新規就農者の方

その他 当プランに位置付けされると、青年就農給付金、経営体育成支援事業などの支援が受けられます。

※申し込み不要



農林水産課 ☎66♦1126

三河湾健康マラソン

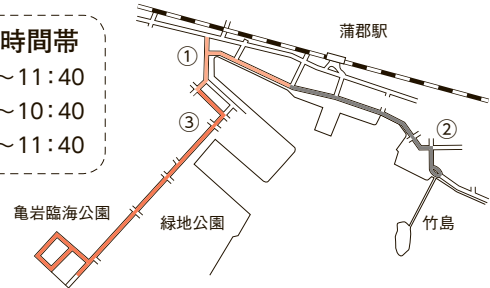
体育課 ☎66♦1222

交通規制にご協力ください

とき **2月12日** 日

●車両通行止時間 午前9時10分～11時40分

車両通行止時間帯	
①	9:10～11:40
②	9:20～10:40
③	9:50～11:40



●バス利用者の皆さんへ

下記時間帯発着の路線バスは、う回運転(通過)になり、乗降できません。

東方面バス停	港町	竹島遊園	西方面バス停	竹島遊園	港町
西浦病院循環線	9:31	9:33	西浦温泉前		9:24
	10:31	10:33	丸山病院循環線		10:00
丸山住宅	10:37	10:39	丸山住宅(蒲郡駅前経由)		10:30

軽自動車などの廃車、名義・住所変更手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在で課税台帳に登録されている所有者に、1年分の税金が課税されます。廃車、譲渡、盗難などにより実際に所有していなくても、届出をしないといつまでも税金がかかります。4月1日を過ぎてから届出をしても、月割計算や払い戻しはできません。原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車などを所有している方で、次に該当する方は必ず手続きをしてください。

①現在使用しておらず、廃車手続きをしていない方

②転入・転出をして、車の住所変更をしていない方

③友人、知人に譲渡して、名義変更をしていない方

※3月は窓口が大変混雑しますので、2月中の届出がお勧めです。

※市外への名義・住所変更は届出先や届出に必要なものが異なる場合があります。事前にご確認ください。

◆普通自動車について

登録検査、廃車、名義・住所変更のお問い合わせは、豊橋自動車検査登録事務所(☎050♦5540♦2049〈自動音声〉)へ。



車種	原動機付自転車(125ccまで) 小型特殊自動車	軽自動車		二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)
		軽二輪(126～250cc)	四輪・三輪	
届出先	税務課税政担当	全国軽自動車協会連合会 (愛知事務所 豊橋支所) ☎0532♦34♦4601	軽自動車検査協会 (愛知主管事務所 豊橋支所) ☎050♦3816♦1771 ※自動音声	中部運輸局愛知運輸支局 豊橋自動車検査登録事務所 ☎050♦5540♦2049 ※自動音声
届出に必要なもの	〈廃車〉 ・ナンバープレート ・印鑑 ・標識交付証明書 〈名義変更〉 ・印鑑 (旧所有者・新所有者) ・標識交付証明書	〈廃車〉 ・印鑑(所有者、使用者) ・ナンバープレート ・自動車検査証(軽二輪 126～250ccは軽自動車届出済証) 〈名義変更・住所変更〉 ・新使用者の住民票の写し ・自賠責保険証 ・印鑑(旧所有者、新所有者、新使用者) ・自動車検査証(軽二輪 126～250ccは軽自動車届出済証) ・ナンバープレート(管轄が変更となる場合) ※手続きは、自家用自動車組合(蒲郡警察署の北 ☎69♦5105)で代行します。 (別途代行手数料が必要)		

税務課 ☎66♦1115